

文化施設部会の設置について（案）

令和 7 年 4 月〇日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、文化施設の振興に関する事項について調査審議を行うため、文化審議会に文化施設部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）文化施設の振興に関する事項について
- （2）その他

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

(別紙)

文化審議会 第2期文化施設部会委員 (案)

(令和7年4月〇日)

(正委員)

田中 正之	独立行政法人国立美術館理事、国立西洋美術館長
松田 陽	東京大学准教授
吉見 俊哉	國學院大學観光まちづくり学部教授

(五十音順)